

保護者様

大阪市立豊新小学校
校長 高品 勝年

最新版 令和2年7月13日現在

台風接近・地震・河川増水（氾濫）等の非常変災時に伴う措置について 家庭掲示用

非常変災時の臨時休業の措置について、次の通り一部変更する旨、大阪市教育委員会から通知がありましたので、お知らせします。（下線部が変更）

なお、このお手紙は家庭掲示用ですので、ご家庭ですぐわかる目につくところ（例えば冷蔵庫の扉など）に掲示していただきますようお願いします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻（8：30）までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。「いきいき活動」もありません。

- ア 大阪市において「**暴風警報**」もしくは「**暴風雪警報**」又は「**特別警報**」が発表された場合。
- イ 東淀川区のいずれかの地域において河川氾濫の**大阪市（危機管理室）が発令する「警戒レベル3（高齢者等は避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」**の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、**震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）**した場合。
- エ **「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。**
- オ 地震等により、午前7時現在、JR大阪環状線、**阪急京都線**および大阪市営地下鉄が全面運休している場合。

※ 児童が登校した後に上記の様態及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、**地域ごとに職員引率のもと集団下校**又は、**学校待機とし保護者への直接の引き渡し**とします。

ただし、**校区内に警戒レベル4（全員避難）が発令された場合**、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※ 登下校中や外出中に災害等が発生した場合の避難場所や、状況に応じた安全確保のための行動について、ご家庭でも事前に話し合ってください。